

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所
2021年度 パフォーマンス向上会議情報(2021年10月20(水)分)

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年10月20日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

| 番号 | 不適合内容 | グレード | 発見日 |
|----|---|-------|--------|
| 1 | <p>【5/6号機 状態基準保全の評価記録の作成遅れについて】 5/6号機の点検計画に基づく保全結果の確認評価の記録が、適切な時期に行われていないことを確認。調査の結果、点検計画のうち2021年3月以降の状態基準保全(振動診断、赤外線診断)により、診断データを採りし、異常の有無の判断は実施したものの、記録(評価報告書)の作成が最大6ヶ月遅れていたことを確認した。記録の作成遅れは144件の診断データ採取のうち19件であった。 なお、2021年10月15日までに全て報告書を作成した。 併せて、該当機器の健全性に、問題ないことを確認済み。 今後、詳細原因を調査し、再発防止対策を検討。</p> | G II | 10月14日 |
| 2 | <p>【4号機 カバー建屋空調設備の送/排風機(A)カップリングのボルトゴムブシュのヒビ割れについて】 4号機 カバー建屋空調設備の送/排風機(A)点検においてカップリング分解点検の際、16本のボルトゴムブシュ(※)にヒビ割れを確認。 今後、当該設備点検においてボルトゴムブシュの交換を実施予定。 ※ ボルトゴムブシュ：回転時の偏心・偏角などを吸収するもの。</p> | G III | 10月14日 |
| 3 | <p>【旧協力企業棟西側の防火帯への剪定枝の仮置き指摘について】 旧協力企業棟西側の防火帯に可燃物が集積されている、と当社社員パトロールより指摘された。確認したところ、協力企業が防火帯内の街路樹の剪定を実施し、一時的に仮置きしていたものと判明。防火帯内は枝を含む可燃物の保管を禁止しており、やむを得ず可燃物を保管する際は適切な防火対策を設備主管箇所が確認する必要があった。 なお、当該の可燃物は同日中に適切な防火対策を行い、防火帯の外へ移動した。 後日、所定の廃棄物保管エリアへの搬出を完了している。 防火対策については、工事主管箇所より協力会社へ再周知済み。</p> | G III | 10月14日 |
| 4 | <p>【増設多核種除去設備(A)高性能容器排出ライン排気フィルタ下流の連続ダストモニタ警報表示灯点灯について】 当直員が、免震重要棟監視室のWebカメラで、増設多核種除去設備(A)の高性能容器排出ライン排気フィルタ下流に設置の連続ダストモニタにおいて、放射能濃度が上昇したことを示す警報の発生を確認。 現場確認の結果、当該ダストモニタの指示値は1.47Bq/m³であり、高警報設定値の100Bq/m³を下回る値であった。 当該警報の発生に伴い、運転中の増設多核種除去設備(A)を循環待機とした。 当該連続ダストモニタの測定ログを確認した結果、測定値に有意な変動がなく、また、当該ダストモニタ近傍のダスト測定の結果、バックグラウンドと同等の値であった。 また、念のため警報を確認した際に使用していたろ紙の放射能測定を行い、警報設定値と比較した結果、十分低い値であることを確認。 以上の状況から、当該警報は実際に放射能濃度の上昇によるものではないと判断し、当該連続ダストモニタの交換を行い、増設多核種除去設備(A)の運転を再開。 今後、当該警報の表示灯が点灯した原因について、調査予定。</p> | G III | 10月16日 |